

津南町

介護保険・高齢者 サービスガイド

介護保険の目的

介護保険は、住み慣れた地域で、本人の能力に応じて、
自立した自分らしい暮らしを営むことができるよう
必要な介護サービスを利用するための制度です。

介護サービスは、要介護状態の軽減・悪化の防止を目的に行われます。

介護サービスの利用にあたって

- できないことは支援を受け、本人ができることは自分で行うことで、
状態の維持向上に努めましょう。
- ケアマネジャーや家族と一緒に、本人のできる力の維持向上に向けて、
それぞれに合ったサービスや支援方法を考えましょう。
- 介護保険のサービスだけでなく、地域とのつながりを持ち続ける視点が大切です。

住んでよかったと
みんながいえる
町を目指して

津南町認知症見守りキャラクター「にんこころ」



地域で支えよう
にんこのえがも

津南町介護保険・高齢者サービスガイド目次

〈介護サービス〉に記載されているサービス費用は、自己負担額が1割のものです。2割、3割の場合は金額が異なりますので、具体的な金額は各事業所または担当ケアマネジャーにご確認ください。

困りごとはなんですか・サービス利用までの流れ	1
要介護認定申請の流れ	4

〈介護サービス〉

○居宅サービス	p5 ~ P11
・居宅介護支援・居宅介護予防支援（ケアプラン作成）	5
・訪問介護（ホームヘルプ）	6
・訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	7
・訪問看護・介護予防訪問看護	7
・居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	8
・通所介護（デイサービス）	9
・通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	9
・短期入所・介護予防短期入所（ショートステイ）	10
・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	11
○住環境を整えるサービス	p12 ~ p13
・福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	12
・特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売	12
・住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給	13
○施設サービス	p14 ~ p15
・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	14
・介護老人保健施設（老人保健施設）	15
○地域密着型サービス	p16 ~ p17
・認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	16
・小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	16
・認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	17
・地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	17
○介護保険制度	p18 ~ p23
・サービスの利用者負担	18
・食費・居住費の利用者負担限度額（特定入所者介護サービス費）	19
・高額介護サービス費	20
・総合事業（地域支援事業）	21
・地域包括支援センター（居宅介護予防支援）	23

〈高齢者サービス〉

○介護予防・生活支援サービス・その他サービス・その他施設	p24 ~ p27
○相談窓口一覧・介護保険サービス連絡先一覧	p28 ~ p30

※介護保険サービス事業所については、町内の事業所について記載してあります。
ただし、福祉用具貸与、販売については、事業所の名称等は記載してありません。
また、施設サービスについては十日町市、長野県栄村の事業所についても記載してあります。

困りごとはどんなことですか

- 身体に関すること（運動やリハビリテーション、入浴や排泄の介助など）
- 日常生活に関すること（配食サービス、掃除や洗濯、買い物や調理など）
- 住環境に関すること（手すりの取り付け、ベッドなど介護用品のレンタルや購入）
- ものわすれに関すること（ものわすれや認知症の相談など）
- 預貯金の管理が心配（病気や認知症などによる金銭管理など）
- その他（日中の見守り、薬のことなど）

介護認定がなくても利用できるもの

※利用に条件がある場合があります。

- ◆ 傾聴ボランティア
- ◆ 緊急通報装置貸与（安心ホットライン）
- ◆ 配食サービス（町事業・事業者）
- ◆ いきいきサロン事業・地域の通いの場
- ◆ 地域の運動教室（水中運動・健骨体操教室・ロコチャレ）
- ◆ 自宅以外の住居
 - ・福祉アパート（冬期間のみ）
 - ・有料老人ホーム
 - ・サービス付高齢者住宅 など
- ◆ 要援護世帯除雪援助事業
- ◆ 孤立家庭保安パトロール活動
- ◆ ちょっとしたお手伝い
 - ・十日町地域シルバー人材センター
 - ・社会福祉協議会 有償ボランティア「はいこんちょ」
- ◆ 認知症家族介護教室（さくら会）

介護予防サービスを利用して自立した生活を希望されるかたは

- ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1・2または事業対象者）

- 訪問型サービス
- 通所型サービス

※基本チェックリストに該当するとサービスの利用ができます。地域包括支援センターへご相談ください。

- ◆ 一般介護予防事業（65歳以上のかた）

用具の利用や住環境を整えることで生活が改善できる

日常的に見守りや介護などのサービスが必要

持病や病気の治療のために介護保険サービスが必要

要介護認定申請

認知症などで「金銭管理」ができないかた

- 「日常生活自立支援事業」
- 「成年後見制度」 などがあります

【基本チェックリスト】

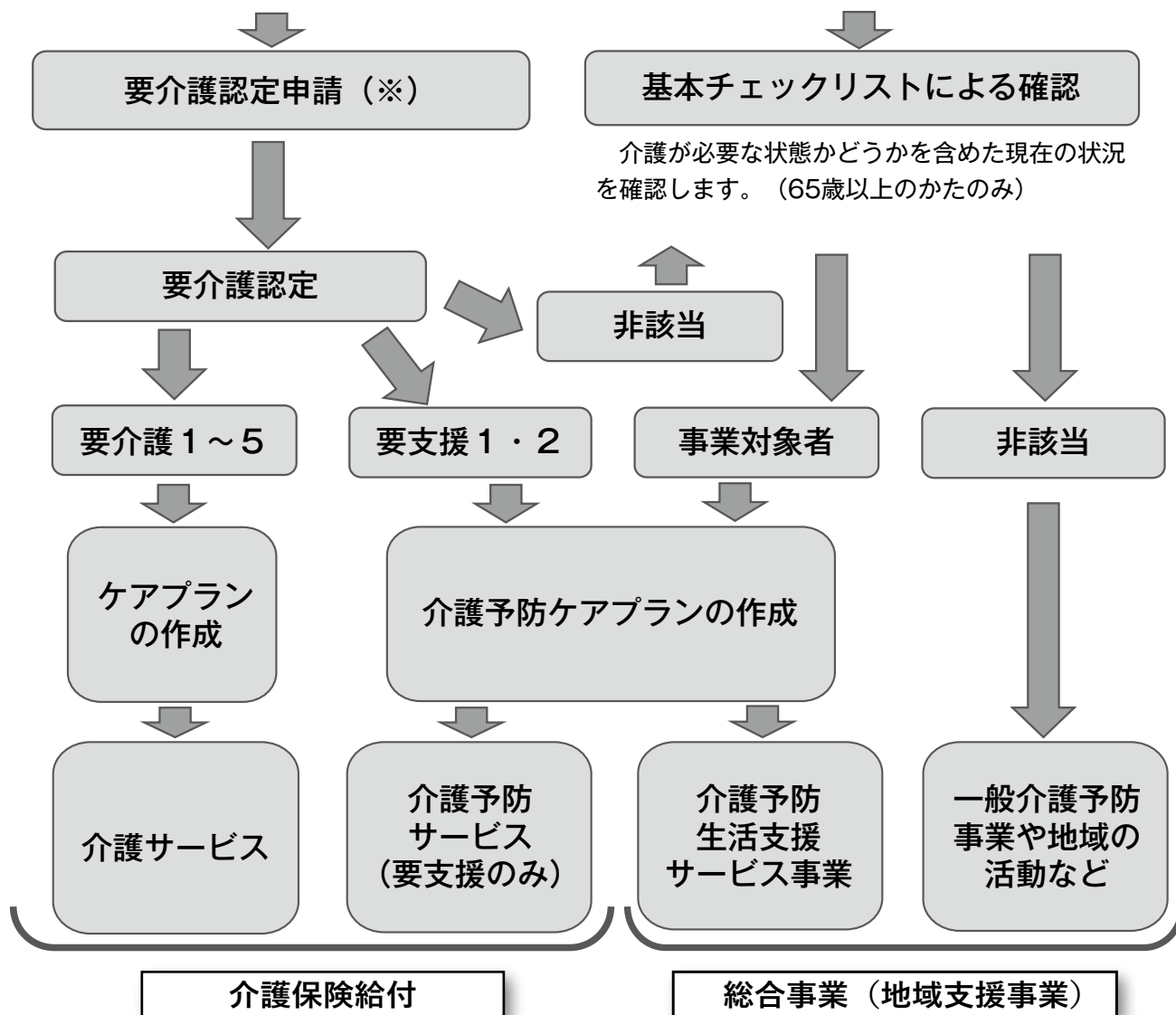
No.	質 問 項 目	回答：いずれかに○をお付けください	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)	18.5 以上	18.5 未満
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるといわれますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

(注) BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)

サービス利用までの流れ

相談する

介護サービスが必要なかた、介護予防に取り組みたいといった場合は、地域包括支援センターまたは福祉保健課にご相談ください。



※要介護認定申請の対象者

- ①65歳以上のかたは「第1号被保険者」になります。原因を問わずに要介護認定申請ができます。
- ②40歳以上65歳未満のかたは「第2号被保険者」になります。特定疾病（※1）が原因により、介護サービスが必要となったかたが、要介護認定申請を行うことができます。

※1 特定疾病一覧

- ・がん・関節リウマチ・筋萎縮性側索硬化症・後縦靭帯骨化症・骨折を伴う骨粗鬆症
- ・初老期における認知症・脊髄小脳変性症・脊柱管狭窄症・早老症・多系統萎縮症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症・脳血管疾患・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患・両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

要介護認定申請の流れ

① 要介護・要支援認定の申請

本人または家族が、福祉保健課に申請書を提出します。

- 持ち物 65歳以上 介護保険被保険者証
40歳～64歳 加入医療保険資格情報のわかる書類

② 認定調査（状況調査）

●訪問調査 認定調査員が自宅などを訪問し、直接本人の様子を調査します。普段のご様子を認定結果に反映させるために、日常生活の介助をしているかたの同席をお願いします。

●主治医意見書 町から主治医（かかりつけ医）に直接依頼します。申請日から1か月以内の病院受診をお願いしています。

③ 審査・判定

十日町地域介護認定審査会で訪問調査の結果と主治医意見書などをもとに、専門家により審査判定します。

④ 要介護・要支援認定

申請してから約1か月で認定結果が通知されます。認定されたかたには、町から「認定結果通知書」「介護保険被保険者証」「負担割合証」が届きます。

⑤ ケアプラン作成

ケアプランはサービスを利用するための計画書です。ケアプランの作成は、居宅（予防）支援事業所等に依頼します。（くわしくは5ページへ）ケアマネジャーは、利用者や家族の意向、心身の状況、生活環境、目標などを踏まえて、利用者や家族、サービス事業者などと相談しながらケアプランを作成します。可能な限り自立した日常生活を送ることを目指した支援の方針やサービス内容などが盛り込まれます。最終的に利用者がケアプランに同意して完成します。

⑥ サービス利用・更新申請

ケアプランをもとにサービス利用が始まります。

「要介護・要支援認定」は有効期限があり、引き続きサービスを利用するには更新申請が必要です。

更新申請書は、有効期限が切れる2か月前にお知らせと併せて郵送します。

居宅サービス

居宅介護支援・介護予防支援（ケアプラン作成）

在宅でサービスを利用するためには「ケアプラン」の作成が必要です。

ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業所や関係機関との連絡・調整を行います。利用料金はかかりません。

要介護1～5

居宅介護支援事業所にケアプランの作成を依頼します。

事業所名	所在地	電話番号
津南町在宅介護支援センター	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 2682-3	025-765-4858
みさと苑居宅介護支援事業所	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙 317-1	025-765-3400

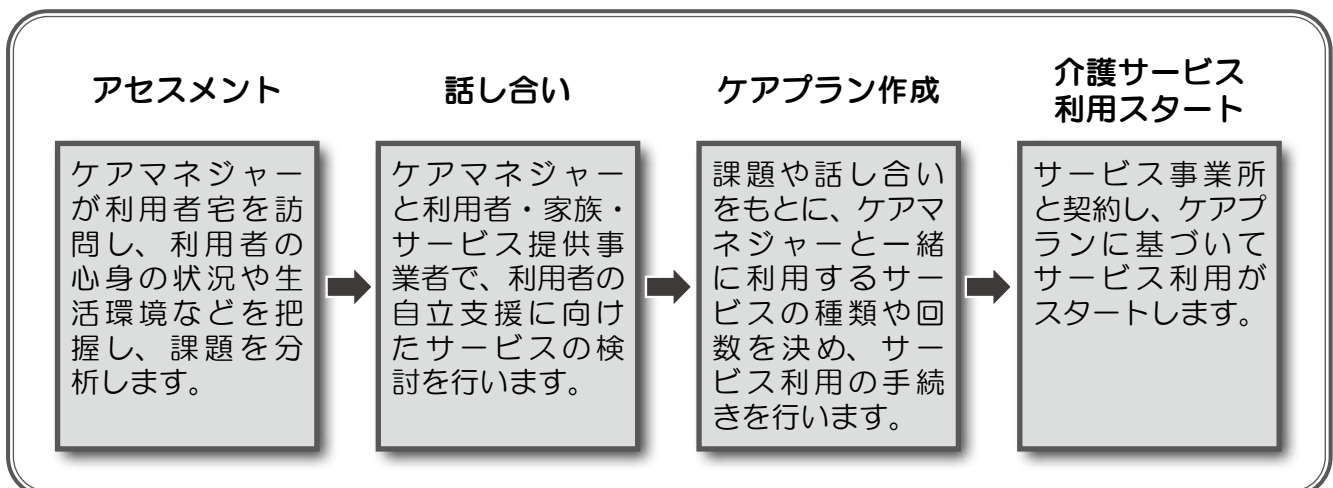
要支援1・2及び総合事業対象者

地域包括支援センターに介護予防ケアプランの作成を依頼します。

事業所名	所在地	電話番号
津南町地域包括支援センター	〒949-8292 津南町大字下船渡戊 585	025-765-5455

※津南町地域包括支援センターが委託した居宅介護支援事業所でも計画を作成できます。
（作成受託事業所：津南町在宅介護支援センター、みさと苑居宅介護支援事業所など）

ケアプランは以下の流れで作成します。



利用できるサービス

利用者負担のめやすは、基本的な費用の1割を掲載しています。サービス内容によっては居住費、食費、日常生活費などがかかる場合もあります。

居宅サービス

自宅に訪問してもらう訪問系サービス、施設に通う通所系サービスなどがあり、組み合わせて利用することもできます。

訪問介護（ホームヘルプ）

要介護1～5

ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活支援（生活援助）をします。通院などを目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを提供する事業所もあります。

自己負担のめやす

内 容	サービス費用	そ の 他
身体介護	20分～30分未満	244円
	30分～1時間未満	387円
	1時間以上	567円 時間による加算あり
生活援助	20分～45分未満	179円
	45分以上	220円
通院等のための乗車・降車の介助	97円	

※この他に加算がつく場合があります。

※同居家族がいる場合は原則として生活援助の利用はできません。

事業所名	所在地	電話番号
津南町在宅介護支援センター	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 2682-3	025-765-3702
ヘルパーステーションなえば サテライト事業所あおぞら	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙 329-1	025-765-5243

主なサービス内容

身体介護

- 食事や入浴の介助
- 排泄・おむつ交換
- 衣類の着脱の介助
- 通院・外出の介助 など

生活援助

- 食事の準備や調理
- 利用者の衣類等の洗濯
- 生活必需品の買い物
- 掃除や整理整頓 など

訪問介護では、次のサービスは利用できません

○直接利用者の援助に該当しないサービス
例) 利用者家族のための家事や来客対応 など

○日常生活の範囲を超えるサービス
例) 草むしり、ペットの世話、大掃除 など

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

要介護1～5

要支援1・2

介護職員などが移動入浴車で利用者の自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介助を行います。
 ※要支援のかたは原則として自宅に浴室がない場合や感染症などの理由からその他施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して提供されます。

自己負担のめやす

内 容	要介護度	サービス費用
全身入浴 (1回あたり)	要支援1・2	856円
	要介護1～5	1,266円

※この他に加算がつく場合があります。

※現在町内に訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護を提供する介護サービス事業者はありません。
 利用を希望される場合は、担当ケアマネジャーにご相談ください。

訪問看護・介護予防訪問看護

要介護1～5

要支援1・2

看護師、理学療法士などが疾患のある利用者の自宅を訪問し、かかりつけ医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

自己負担のめやす

内 容	サービス費用	
	要介護	要支援
30分未満	471円	451円
30分～1時間未満	823円	794円
1時間以上～1時間30分未満	1,128円	1,090円

※この他に加算がつく場合があります。

※介護認定非該当のかたや病気によっては、医療保険の訪問看護が利用できます。

※理学療法士による訪問については、サービス提供時間、費用は異なります。

事業所名	所在地	電話番号
津南町訪問看護ステーション	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 2682	025-755-5141

補足で説明します

訪問看護では、病状に応じて、次のようなサービスを受けることができます。

- ・ 血圧、脈拍、体温などの測定、病状の確認など
- ・ 排泄、入浴の介助、清拭、洗髪など
- ・ 在宅酸素、カテーテルやドレーンチューブ管理、床ずれの処置、リハビリテーションなど
- ・ 在宅での看取り

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

要介護1～5

要支援1・2

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが利用者の自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

※介護サービスの居宅療養管理指導を利用するかたは医療保険からの同様のサービスは受けられません。ただし、居宅療養管理指導に該当しない医療保険による診療は保険給付が受けられます。

自己負担のめやす

内 容	利用限度	サービス費用
医 師	月2回	515円
歯 科 医 師	月2回	517円
病 院 薬 剤 師	月2回	566円
薬 局 薬 剤 師	月2回	518円
管 理 栄 養 士 等	月2回	545円
歯 科 衛 生 士 等	月2回	362円

通所介護（デイサービス）

要介護1～5

通所介護施設は、食事や入浴など日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで提供します。

自己負担のめやす（1日につき）

内容	要介護度	サービス費用
7時間以上 8時間未満の場合 (送迎含む)	要介護1	658円
	要介護2	777円
	要介護3	900円
	要介護4	1,023円
	要介護5	1,148円

※食費などは自己負担です。
※この他に加算がつく場合があります。

事業所名	所在地	電話番号
津南町高齢者生活福祉センター	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 2682-3	025-765-4876
デイサービスセンターかりん	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙 329-1	025-765-5315

通所リハビリテーション（デイケア）

要介護1～5

要支援1・2

利用者が通所リハビリテーションの施設に通い、理学療法士などの専門職が生活機能向上のための機能訓練などを日帰りで提供します。施設が利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

自己負担のめやす（通所リハビリテーション） ※1日につき

内容	要介護度	サービス費用	その他
1時間以上～2時間 未満の場合	要介護1	369円	※この他に加算がつく場合があります。 ※送迎を含みます。
	要介護2	398円	
	要介護3	429円	
	要介護4	458円	
	要介護5	491円	

自己負担のめやす（介護予防通所リハビリテーション） ※月単位の定額

内容	要介護度	サービス費用	その他
1カ月につき (共通的サービス)	要支援1	2,268円	送迎を含みます。
	要支援2	4,228円	

事業所名	所在地	電話番号
町立津南病院	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 2682	025-765-3161

※町立津南病院では、入浴・食事の提供はありません。

短期入所（ショートステイ）

要介護1～5

要支援1・2

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などが、常に介護が必要なかたの短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や機能訓練などを提供します。

自己負担のめやす（介護老人福祉施設を利用（1日につき）の場合）

	要介護度	併設型	
		多床室	ユニット型個室
短期入所生活介護	要介護1	603円	704円
	要介護2	672円	772円
	要介護3	745円	847円
	要介護4	815円	918円
	要介護5	884円	987円
介護予防 短期入所生活介護	要支援1	451円	529円
	要支援2	561円	656円

※食費・居住費は自己負担です。

※この他に加算がつく場合があります。

事業所名	利用定員	所在地	電話番号
恵福園	18	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 2682-3	025-765-3700
かりんの里	10	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙 329-1	025-765-3600
みさと苑	ベッドの空き具合によります。	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙 317-1	025-765-3400

●注意

○ショートステイを連続して使用できる日数は30日までとなります。

○連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことをめやすとしています。

特定施設入居者生活介護

要介護1～5

要支援1・2

指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、入居しているかたに、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを提供します。

自己負担のめやす（1日につき）

内 容	要介護度	サービス費用
特定施設入居者 生活介護	要介護1	542円
	要介護2	609円
	要介護3	679円
	要介護4	744円
	要介護5	813円
介護予防特定施設 入居者生活介護	要支援1	183円
	要支援2	313円

※この他に加算がつく場合があります。

事業所名	所在地	電話番号
ケアハウス リバーサイドみさと	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙 355	025-765-5211

住環境を整えるサービス

福祉用具貸与

要介護1～5

要支援1・2

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3 (※1)	要介護4・5 (※2)
車いす(標準型・電動型)	×	○	○
特殊寝台	×	○	○
床ずれ予防用具	×	○	○
体位変換器	×	○	○
認知症老人徘徊感知機器	×	○	○
移動用リフト(つり具を除く)	×	○	○
手すり(工事を伴わないもの)	○	○	○
スロープ(工事を伴わないもの)	○	○	○
歩行器・歩行補助つえ	○	○	○
自動排泄処理装置	△	△	○

(※1)(※2)
特に必要と認められた場合は要支援1・2、要介護1～3のかたも保険給付となる場合があります。

○：利用可能
×：原則利用不可
△：尿のみ吸引するものは可

※令和6年4月1日から固定用スロープ、歩行器(歩行車除く)、単点杖(松葉杖除く)、多点杖は利用者の意思により購入することも可能です。ケアマネジャーや福祉用具専門員へ相談しましょう。
○対象品目でサービス費用は異なりますが、商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

特定福祉用具販売

要介護1～5

要支援1・2

後日申請

新潟県の指定を受けた事業者から対象の福祉用具を購入した場合に限り、購入費が支給されます。

対象福祉用具	<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座(便器の底上げ部材)・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・排泄予測支援機器・簡易浴槽・入浴補助用具(いす(入浴用・浴槽内)、入浴台、すのこ(浴室内・浴槽内)、入浴用介助ベルト)・移動用リフトのつり具の部分 ・固定用スロープ・歩行器(歩行車除く)・単点杖(松葉杖除く)・多点杖 	
自己負担のめやす	サービス費用	購入費の支給について
	1年につき上限10万円 購入価格の9割～7割を補助	

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の指定業者について

※指定事業者の情報は新潟県庁ホームページ「分野別」→「健康・福祉」→「高齢者・障害者・福祉」→「介護保険制度・事業者情報」→「介護保険法における指定事業者一覧」→「サービス種類別事業者(施設)一覧」→「(介護予防)福祉用具貸与」で確認できます。

※希望されるかたには近隣事業所が記載された一覧表をお渡しします。福祉保健課保険班または地域包括支援センターへお問い合わせください。

住宅改修費支給

要介護1～5

要支援1・2

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする際、改修費が支給されます。あらかじめ町に申請書等を提出（事前申請）し、審査・承認を受ける必要があります。

対象の住宅改修

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥その他①～⑤に付帯して必要となる住宅改修

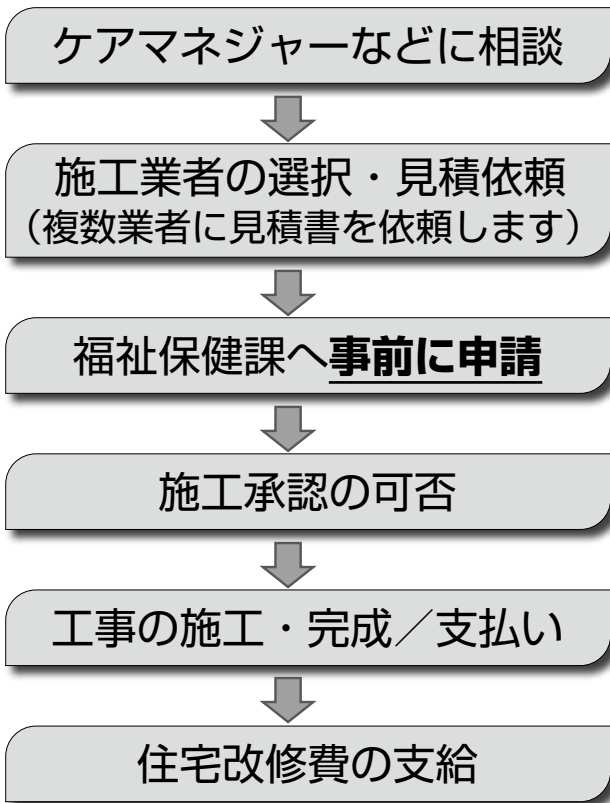
事前申請が必要です

	サービス費用
自己負担のめやす	改修費用の9割～7割 (上限20万円)

住宅改修費の支給額は、改修費用の9割、8割または7割です。ただし、介護保険で利用できる金額には上限（支給限度基準額20万円）があります。改修費用が支給基準限度額を超えた場合、超えた分は対象外となりますので、自己負担となります。

転居や要介護状態区分が3段階以上上がった場合は、再度給付を受けることができます。

利用の流れ



<申請に必要な書類（改修前）>

- ・申請書
- ・工事費見積書（内訳）
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・完成予定の状態が分かるもの
- ・介護保険証 ・通帳の写し
- ・印鑑 ・改修前の日付入写真

<提出に必要な書類（改修後）>

- ・費用の領収書
- ・工事費内訳書
- ・改修後の日付入写真

施設サービス

入所申込は施設へ直接行い、施設と契約します。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護3～5

常時介護が必要で、在宅での生活が困難なかが、日常生活上の介護を受けられる施設です。

※特別な事情があれば要介護1・2のことも申し込むことができます。

※食費・居住費など詳しくは各事業所にお問い合わせください。

自己負担のめやす（多床室（1日につき）の場合）

要介護度	サービス費用	その他
要介護1	589円	食費・居住費は自己負担となります。 ※ユニット型などの場合は金額が異なります。
要介護2	659円	
要介護3	732円	
要介護4	802円	
要介護5	871円	

※この他に加算がつく場合があります。

事業所名	入所定員	所在地	電話番号
恵福園	87	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 2682-3	025-765-3700
みさと苑	100	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙 317-1	025-765-3400
七川荘	50	〒949-8401 十日町市上山己 2739（中里）	025-763-2669
三好園	100	〒949-8603 十日町市下条 3丁目 485-1（下条）	025-756-2106
あかね園	44	〒948-0136 十日町市高原田 278-1（川西）	025-768-4565
ほくほくの里	70	〒942-1527 十日町市太平 664-4（松代）	025-597-2020
不老閣	50	〒942-1406 十日町市松之山 1028-8（松之山）	025-596-3366
フランセーズ 悠さかえ	90	〒389-2701 長野県下水内郡栄村大字豊栄 2140	0269-87-1150
フランセーズ 悠さかえひがし	38	〒389-2701 長野県下水内郡栄村大字豊栄 2140	0269-87-1150
三好園しんざ	50	〒948-0003 十日町市新座甲 609-2（新座）	025-752-7670
まほろばの里川治	70	〒948-0036 十日町市川治 4525（川治）	025-761-7333
桜湯の里	48	〒949-8407 十日町市田中会所前字口 475-1（中里）	025-763-2555
桜湯の里2号館 レインボー	85	〒949-8407 十日町市田中庚 42番地（中里）	025-763-2811
なの花	100	〒949-8617 十日町市中条己 2958-1（中条）	025-755-5811

介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護1～5

リハビリに重点をおいた介護が必要なかたが対象の施設です。

状態が安定しているかたが在宅復帰できるよう、医学的管理下における介護、管理、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の支援が受けられます。

※要支援のかたは利用できません。

※食費・居住費など詳しくは各事業所にお問い合わせください。

自己負担のめやす（多床室（1日につき）の場合）

要介護度	サービス費用	その他
要介護1	793円	※食費・居住費は自己負担となります。 ※ユニット型などの場合は金額が異なります。 ※この他に加算がつく場合があります。
要介護2	843円	
要介護3	908円	
要介護4	961円	
要介護5	1,012円	

※現在、町内・十日町市に該当施設はありません。

利用を希望される場合は担当ケアマネジャーにご相談ください。

地域密着型サービス

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、身近な生活圏ごとにサービスの拠点をつくり、地域の実情に合わせて町の裁量で整備するサービスです。
※原則として他市町村のかたは利用できません。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要介護1～5

要支援 2

認知症のかたが少人数で共同生活をしながら、食事や入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などが受けられます。

※要支援1のかたは利用できません。
※食費・居住費などは自己負担です。

自己負担のめやす（2ユニット（1日につき）の場合）

要介護度	サービス費用	その他
要介護1	765円	※この他に加算がつく場合があります。
要介護2	801円	
要介護3	824円	
要介護4	841円	
要介護5	859円	
要支援2	749円	

事業所名	利用定員	所在地	電話番号
グループホーム ゆうゆ	18	〒949-8206 津南町外丸丁1458	025-765-3557
グループホーム いなほ	9	〒949-8201 津南町大字下船渡己5910-1	025-765-4779

小規模多機能型居宅介護

要介護1～5

要支援1・2

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや泊まりのサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

◎このサービスを利用している間は以下のサービスは利用できません。

- ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・通所介護
- ・通所リハビリ ・短期入所生活 ・療養介護
- ・特定施設入居者生活介護 ・その他地域密着型サービス（予防含む）

※食費などは自己負担となります。

自己負担のめやす（1か月）

要介護度	サービス費用
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円
要支援1	3,450円
要支援2	6,972円

※この他に加算がつく場合があります。

事業所名	所在地	電話番号
ケアホーム恵福園なかつ	〒949-8311 津南町大字中深見甲5540	025-765-5800
恵福園ほくぶ	〒949-8201 津南町大字下船渡甲8119	025-765-5361
スマイルホームこたね	〒949-8124 津南町大字上郷子種新田287-1	025-761-6700

認知症対応型通所介護

要介護1～5

要支援1・2

自己負担のめやす（1日につき）

認知症のかたを対象に専門的なケアを提供する通所介護です。施設が利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

要介護度	サービス費用	その他
要介護1	994円	・7時間～8時間未満の施設単独型の場合の金額です。 ・送迎を含みます。 ・食費、居住費は自己負担となります。
要介護2	1,102円	
要介護3	1,210円	
要介護4	1,319円	
要介護5	1,427円	
要支援1	861円	
要支援2	961円	

※この他に加算がつく場合があります。

事業所名	所在地	電話番号
スマイルハウスつなん 老人デイサービスセンター	〒949-8201 津南町大字下船渡戊 944-1	025-765-5322
デイサービスなかつ	〒949-8311 津南町大字中深見甲 5540	025-765-5800
デイホームいなほ	〒949-8201 津南町大字下船渡己 5910-1	025-765-4779

地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護3～5

定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設です。

原則として要介護3～5のかたが対象です（特別な事情があれば要介護1～2のかたも申し込むことができます）。

※食費・居住費など詳しくは事業所にお問い合わせください。

自己負担のめやす（1日につき）

内容	要介護度	サービス費用
ユニット型個室 の場合	要介護1	682円
	要介護2	753円
	要介護3	828円
	要介護4	901円
	要介護5	971円

※この他に加算がつく場合があります。

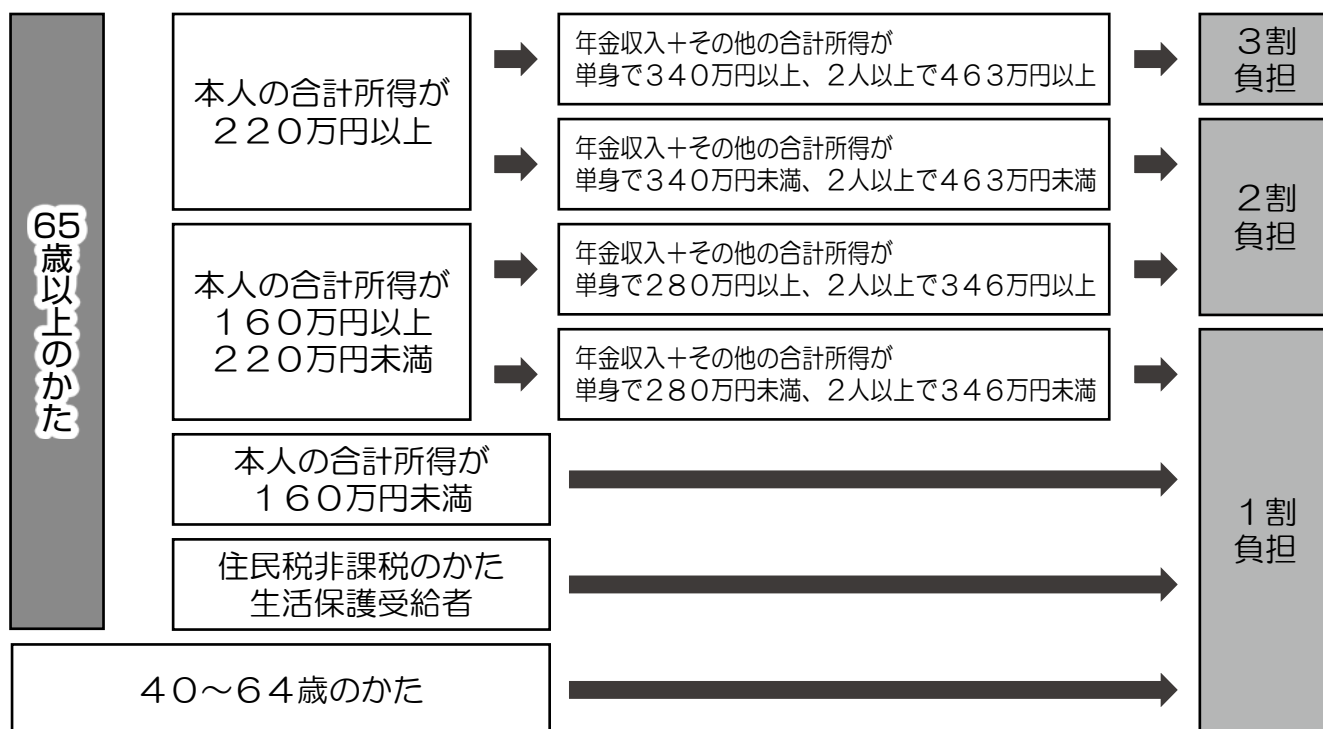
事業所名	所在地	電話番号
ケアホーム恵福園なかつ	〒949-8311 津南町大字中深見甲 5540	025-765-5800
恵福園ほくぶ	〒949-8201 津南町大字下船渡甲 8119	025-765-5361
かりんの里	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙 329-1	025-765-3600

介護保険制度

サービスの利用者負担

介護保険サービスを利用した場合は、原則としてかかった費用の1割～3割をサービス事業者を支払います。利用者負担の割合は、所得などにより異なります。

■利用者負担の割合



■介護保険の支給限度額

介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護状態区別に保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。

区分支給限度額基準（在宅でサービスを受ける場合の限度額）

要介護区分	限度額（月）
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円

※利用者は、サービス費用の1割～3割を負担します。
 ※限度額を超えた分は、全額自己負担となります。
 ※支給限度額に含まれないサービスもありますのでご確認ください。

食費・居住費の利用者負担限度額（特定入所者介護サービス費）

低所得のかたの施設利用が困難とならないように、下記に該当するかたは申請により一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

■負担限度額（日額）

利用者負担段階	居住費の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型		従来型個室	多床室	施設	短期入所
	個室	個室的多床室				
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	480円 (550円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②					1,360円	1,300円
基準費用額	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円	1,445円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は（ ）内の金額となります。
 ※通所型サービス、小規模多機能型サービス及びグループホームの食費及び居住費負担は対象となりません。

☆下記のいずれかに該当する場合、対象となりません。

- ①世帯が違ってても配偶者が住民税課税の場合（世帯分離をしている場合も含む）
- ②本人及び配偶者の預貯金等の金額が国の定める基準額を超えた場合

利用者負担段階	対象者	預貯金額等（夫婦の場合）
第1段階	●生活保護受給者	1,000万円 (2,000万円)以下
	●老齢福祉年金を受給している、世帯全員が住民税非課税	
第2段階	年金収入額（※）＋その他合計所得金額が80万円以下	650万円 (1,650万円)以下
第3段階①	世帯全員が住民税非課税 年金収入額（※）＋その他合計所得金額が80万円超120万円以下	550万円 (1,550万円)以下
第3段階②	年金収入額（※）＋その他合計所得金額が120万円以上	500万円 (1,500万円)以下

※非課税年金（遺族年金・障害年金など）を含む

●申請が必要です

低所得による自己負担限度額の適用を受けるためには、福祉保健課に申請して「介護保険負担限度額認定証」の発行を受けてください。申請は本人及び配偶者の直近1か月で記帳した通帳の写しが必要です。

高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの1割～3割の利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算額）が高額になり、一定額を超えたときには、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

※食費、居住費や日用品などの自己負担額は除きます。

※住宅改修費、福祉用具購入費は、高額介護サービス費の合計額には含みません。

利用者負担段階区分	上 限 額
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	世帯：140,100円
課税所得380万円（年収約770万円）以上 690万円（年収約1,160万円）未満	世帯： 93,000円
課税所得380万円（年収約770万円）未満	世帯： 44,400円
本人及び世帯全員が住民税非課税	世帯： 24,600円
●老齢福祉年金受給者	世帯： 24,600円
●その他の合計所得金額の合計が80万円以下のかた	個人： 15,000円
生活保護の受給者	世帯： 15,000円

●申請が必要です

印鑑、通帳の写し（口座名義・番号が分かるもの）などを持参し、申請してください。
なお、2回目以降は申請不要です。一定額を超えた場合は、指定口座に振り込みます。

※施設入所しているかたは、施設に受領委任することができます。

ご希望のかたは入所施設にお申込みください。

☆介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になったときは限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。

総合事業（地域支援事業）

地域にお住まいの65歳以上のかたを対象に町が行う事業です。

要支援認定者などが利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のかたを広く対象とした「一般介護予防事業」があります。

訪問型サービス現行相当

要支援1・2

利用者が自力では困難な行為で、同居家族の支援や地域の支えあい・地域支援サービスなどが受けられない場合、ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護や日常生活の手助けを行います。

自己負担のめやす ※月単位の定額

内容	要介護度	サービス費用
週1回程度利用	要支援1・2	1,176円
週2回程度利用		2,349円
週2回を超える利用	要支援2	3,727円

事業所名	所在地	電話番号
津南町在宅介護支援センター	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 2682-3	025-765-3702
ヘルパーステーションなえば サテライト事業所あおぞら	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙 329-1	025-765-5243

訪問型サービスB

要支援1・2

総合事業対象者

シルバー人材センター（介護有資格者など）が自宅を訪問し、調理、洗濯及び掃除などの家事援助を行います。

自己負担のめやす

内容（上限）	要介護度	サービス費用（1回につき）
週1回	要支援1・総合事業対象者	200円
週2回	要支援2	

事業所名	所在地	電話番号
十日町地域シルバー人材センター 津南事務所	〒949-8201 津南町大字下船渡戊 306-5	025-761-7676

通所型サービス現行相当

要支援1・2

日常生活上の支援や、生活機能向上のための支援を日帰りで行います。また、その人の目標に合わせた選択的なサービスを受けられます。

自己負担のめやす ※月単位の定額

要介護度	サービス費（共通サービス）	その他
要支援1	1,798円	選択的加算サービスあり。 送迎、入浴を含む。食費は自己負担。
要支援2	3,621円	

事業所名	所在地	電話番号
津南町高齢者生活福祉センター	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 2682-3	025-765-4876
デイサービスセンターかりん	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙 329-1	025-765-5315

短期集中型サービス事業

総合事業対象者

介護予防を目的に、専門職が短期間支援を行います。

●通所型サービス C

安定した立位や歩行能力の向上など生活の中でできない動作を改善するために、運動を中心とした栄養指導や口腔ケアの指導を行います。おおむね3か月間（週1回）実施するサービスです。

対象者

下記の質問に該当しているか確認をします

- ①階段を手すりや壁をつたわずに昇っているか
- ②椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか
- ③15分位続けて歩いているか
- ④この1年間に転んだことがあるか
- ⑤転倒に対する不安は大きい

参加料

自己負担あり（令和7年4月以降から）

事業所名	所在地	電話番号
町立津南病院	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 2682 番地	025-765-3161
NPO 法人 Tap（タップ）	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 1633 番地 1	025-765-5776

※利用については地域包括支援センター（765-5455）にご相談ください。

●訪問型サービス C

専門職が利用者の自宅を訪問し、生活機能の改善や病院から退院した際の体調確認などを目的として必要な相談や指導、支援を行います。おおむね3か月間（週1回）実施するサービスです。血圧、脈拍、体温などの測定、病状の確認のほか、服薬管理の相談などに対応できます。※排泄や入浴介助、在宅酸素、カテーテルやドレーンチューブ管理などの医療行為などは実施できません。

事業所名	所在地	電話番号
津南町訪問看護ステーション	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 2682 番地	025-765-5141

※利用については地域包括支援センター（765-5455）にご相談ください。

地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、「地域包括支援センター」が設置されています。センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となり、介護予防をはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

主な業務

☆地域の高齢者への総合的な支援（包括的支援事業）を行います。

○介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

要支援認定を受けたかたや総合事業対象者の相談や介護サービスを利用する際の介護予防計画（ケアプラン）の策定を行います。

○総合相談・支援

介護保険だけでなく、さまざまな制度などを利用したい高齢者への総合的な相談支援を行ったり、適切な相談窓口に繋がったりします。

○権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守るため権利擁護事業の推進、成年後見制度の活用や高齢者虐待の早期発見・防止・解決を進めていきます。

○包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな関係機関とのネットワークづくりに努めます。

○認知症総合支援事業

認知症になっても安心して暮らせる町を目指して、認知症の新しい知識の普及や早期相談・受診の体制づくりに努めます。

○在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の連携を図り、最期まで住み慣れた地域での暮らしが続けられる体制づくりを進めていきます。

○生活支援体制整備事業

住み慣れた地域で安心して生活できるように支援体制の充実・強化を進めていきます。地域の通いの場の活動支援を行っています。

○一般介護予防事業

介護予防に関する講演会や介護予防教室などを開催しています。

事業所名	所在地	電話番号
津南町地域包括支援センター	〒949-8292 津南町大字下船渡戊585 (役場福祉保健課内)	025-765-5455

「高齢者サービス」

◎介護予防・生活支援サービス

○緊急通報装置貸与（安心ホットライン）

緊急通報装置、ペンダント型装置、火災報知器、見守りセンサーを取り付け、見守ります。

対象者 おおむね65歳以上の一人暮らしのかた

利用料 無料

⇒ お問い合わせは福祉保健課へ

○要援護世帯除雪援助事業

屋根除排雪作業が不可能な要援護世帯に対し、対象世帯に除雪券を発行します。申請は、民生委員を經由して行います。

対象者 高齢者のみ世帯、一人暮らし、母子世帯、障害者世帯、その他世帯（各世帯基準あり）
※課税世帯は除く

⇒ お問い合わせは担当地区民生委員または福祉保健課へ

○配食サービス

毎週月・木曜日に、食事の用意や支援を受けることが困難なかたなどにお弁当をお届けし、安否確認を行います。（夕食のみ）

対象者 65歳以上の一人暮らし、高齢者のみ世帯、障害者のかたで食事の用意や食事支援、民間サービスを受けることができないかた（利用には審査が必要です）

利用料 1食 200円 ※令和7年4月からは、1食300円

⇒ お問い合わせは福祉保健課または社会福祉協議会へ

○一人暮らし昼食会

一人暮らしのかたのふれあい交流昼食会です。

対象者 65歳以上の一人暮らし高齢者

利用料 負担金あり ※年2回開催

⇒ お問い合わせは社会福祉協議会へ

○つなん在宅介護教室

介護方法や介護サービス等についての知識・技術の講習、講演会を行います。

対象者 介護に関心のあるかたどなたでも参加できます。

参加費 無料（実習などを行った場合は一部負担金あり）

⇒ お問い合わせは福祉保健課へ

○認知症家族介護教室（さくら会）

認知症を理解し関わりかたを学び、日常的に困っていることや工夫していることなどを話し合いながら家族の心の負担の軽減や介護疲れの解消を目的に話し合いや学習会を行います。

対象者 認知症のかたを在宅介護している家族のかたなど関心のあるかた、どなたでも

参加料 無料

⇒ お問い合わせは福祉保健課へ

○いきいきサロン事業（地域住民グループ支援）

仲間づくりや認知症・寝たきり防止、高齢者の孤立、閉じこもりの解消のために、ボランティアが中心に行っている交流活動です。一部地域で体操を中心に取り組む「通いの場」を行っています。

対象者 おおむね65歳以上の高齢者

利用料 地域により自己負担あり

⇒ お問い合わせは社会福祉協議会
または福祉保健課へ

○高齢者等交通費助成事業

高齢者等に交通支援を行うことにより、経済負担の軽減と生活不安の緩和を図ります。

対象者 役場から集落間の距離が4kmを超えた地域に住所がある次の世帯です。
ただし、生活保護法に基づく受給者及び施設入居者は除きます。

①世帯全員が80歳以上の世帯

②身体障害者手帳1・2級の交付を受けている単身世帯

※年齢及び障害の認定基準日は、当該年度の4月1日です。

助成内容 1枚500円の額とし、役場から集落間の距離に応じて支給

⇒ お問い合わせは福祉保健課へ

○孤立家庭保安パトロール活動

民生委員が冬期間に高齢者世帯などをパトロールし、安否確認を行います。

対象者 高齢者世帯、母子家庭、障害者世帯

その他 ※冬期間のみ

⇒ お問い合わせは福祉保健課へ

○健骨体操教室

転倒、骨折を予防するための運動実技指導やものわすれを防ぐ体操指導などを地区公民館などで実施します。

対象者 どなたでも

利用料 負担金あり

⇒ お問い合わせは福祉保健課
またはNPO法人Tap（765-5576）へ

○水中運動教室

日常生活に必要な筋力を鍛える運動やものわすれを防ぐ体操を『クアハウス津南』のプールなどで実施します。

対象者 60歳以上のかた（着替えや移動など身の周りのことが自分でできるかた）

利用料等 負担金あり（マイクロバスによる無料送迎あり）

⇒ お問い合わせは福祉保健課またはクアハウス津南（765-3711）へ

◎その他サービス

主に介護保険の認定を受けたかたが対象です。

○在宅介護手当

在宅で寝たきり・認知症などで介護している家族に対して、要介護認定調査時の要介護者の状態（歩行・入浴・食事・排泄・着替えのうちいずれかの項目で全介助を要するかた、要介護3以上の認定を受けているかた及び認知症などに伴う行動・心理症状があり特に介護が必要なかた）により支給します。

対象者 在宅で3か月以上要介護者を介護しているかた

利用料 月額2,000円～10,000円（要介護度および課税状況により異なります）

⇒ お問い合わせは福祉保健課へ

○高齢者・障害者向け安心住まいの整備補助事業

高齢者や障害者の居室などを改造するために必要な資金の一部を補助します。

- 対象者**
- ①介護保険要介護、要支援認定者で世帯員の前年収入合計が600万円未満のかた
 - ②身体障害者手帳1・2級取得者、療育手帳A所持のかたで世帯員の前年収入合計が600万円未満のかた

補助基準額

- ①のかた 30万円
- ②のかた 50万円

※経費が補助基準額未満の場合、その金額に補助率を乗じた金額となります。

（千円未満切捨て）

※世帯の課税状況により補助率は変わります。

※介護保険の制度が優先となります。

※1世帯1回のみ利用となります。

⇒ お問い合わせは福祉保健課へ

◎その他施設

○養護老人ホーム妻有荘（十日町市土市）

環境的・経済的な理由から自宅で生活することができない高齢者を受け入れする施設です。

対象者

環境的・経済的な理由から自宅で生活することができないおおむね65歳以上で身の回りのことが自立している高齢者

利用料

利用者の負担能力により異なります。

⇒ お問い合わせ・お申し込みは福祉保健課へ

○福祉アパート（津南町社会福祉協議会内）

冬期間、山間地などで生活することに不安があるかたに対し、入居者のやすらぎとふれあいの場（居室）を提供する高齢者専用のアパートです。

入居可能期間 12月1日～3月31日 ※降雪状況によっては延長あり

対象者

おおむね65歳以上で、自炊ができる程度の健康状態にあるかた

居室

一人部屋4部屋

利用料

基本料5,500円+電気使用代を1か月ごとに現金払い

⇒ お問い合わせは社会福祉協議会へ

◎相談窓口一覧

在宅介護、福祉サービス、医療の相談・申請の窓口

津南町地域包括支援センター

住所：津南町大字下船渡戊585
電話：765-5455

津南町役場 福祉保健課

住所：津南町大字下船渡戊585
電話：765-3114

津南病院 地域連携室

住所：津南町大字下船渡丁2682
電話：765-3314

在宅介護に関する相談窓口

津南町在宅介護支援センター

住所：津南町大字下船渡丁2682-3
電話：765-4858

日常の困りごとや福祉制度の相談

津南町社会福祉協議会（ボランティア団体に関すること）

◎心配ごと相談：第3週木曜日 午後1時～午後4時まで
住所：津南町大字下船渡戊700-1
電話：765-3774

民生・児童委員

地区の民生・児童委員にご相談ください。
（民生委員のお問い合わせは福祉保健課へ）

◎介護保険サービス連絡先一覧

※町内事業所のみ記載

○居宅サービス

<訪問介護（ホームヘルプ）>

津南町在宅介護支援センター	025 - 765 - 3702
ヘルパーステーションなえば サテライト事業所あおぞら	025 - 765 - 5243

<訪問看護・介護予防訪問看護>

津南町訪問看護ステーション	025 - 755 - 5141
---------------	------------------

<通所介護（デイサービス）>

津南町高齢者生活福祉センター	025 - 765 - 4876
デイサービスセンターかりん	025 - 765 - 5315

<通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）>

町立津南病院	025 - 765 - 3161
--------	------------------

<短期入所・介護予防短期入所（ショートステイ）>

恵福園	025 - 765 - 3700
みさと苑	025 - 765 - 3400
かりんの里	025 - 765 - 3600

○居宅介護支援・予防支援（ケアプラン作成）

津南町在宅介護支援センター	025 - 765 - 4858
みさと苑居宅介護支援事業所	025 - 765 - 3400
津南町地域包括支援センター	025 - 765 - 5455

○地域密着型サービス

<（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）>

グループホームいなほ	025 - 765 - 4779
グループホームゆうゆ	025 - 765 - 3557

<（介護予防）小規模多機能居宅介護>

ケアホーム恵福園なかつ	025 - 765 - 5800
恵福園ほくぶ	025 - 765 - 5361
スマイルホームこたね	025 - 761 - 6700

<（介護予防）認知症対応型通所介護>

スマイルハウスつなん老人デイサービスセンター	025 - 765 - 5322
デイホームいなほ	025 - 765 - 4779
デイサービスなかつ	025 - 765 - 5800

<地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）>

ケアホーム恵福園なかつ	025 - 765 - 5800
恵福園ほくぶ	025 - 765 - 5361
かりんの里	025 - 765 - 3600

○施設サービス

<介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）>

恵福園	025 - 765 - 3700
みさと苑	025 - 765 - 3400

MEMO

